

【社外役員の選任および独立性に関する基準】

《目的》

本基準は、当社における社外取締役および社外監査役の選任並びに独立性に関する基準を定めることを目的とする。

《社外取締役》

社外取締役は、以下の条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い見識と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
2. 会社法第 331 条第 1 項各号に定める取締役の欠格事項に該当しない者
3. 会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役の要件を満たす者

《社外監査役》

社外監査役は、以下の条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い見識と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第 335 条で準用する同法第 331 条第 1 項各号に定める監査役の欠格事項に該当しない者
3. 会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役の要件を満たす者

《社外役員の独立性》

当社における社外取締役または社外監査役（以下、社外役員という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の 10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
2. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
3. 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
4. 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社から役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体に所属する者）
6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
7. 当社から年間 1,000 万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の 2%を超える団体の業務執行者である者）
8. 過去 3 年間に於いて、上記 1. から 7. のいずれかに該当していた者
9. 上記 1. から 8. のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
10. 当社または子会社の取締役、支配人、使用人（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族

11. 過去3年間において、当社または子会社の取締役、支配人、使用人（ただし、重要な者に限る。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
 12. 上記各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- 本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。また、本基準において「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。